府省令案について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準案

> 平成26年5月2日 津市健康福祉部 子育て推進課

【規定ぶり・ 規定位置は未定稿・現時点版であり、 今後変更がありうる。

〇内閣府令第

号

子ども・子育て支援法第三十四条第三項、 第四十六条第三項の規定に基づき、 特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。

月日

平

成二十六年

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定 教育 • 保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

第一章 総則

(趣旨)

第 条 特定 教育 保育施設に係る子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号。 以下 「法」 とい

う。 第三十 应 条 第三 項 \mathcal{O} 内 閣 府令で定め る基準で 及び 特 定地 域 型 保育 事 業に係る法第 匹 十六条第三 項 \mathcal{O} 内

閣府令で定める基 準 は、 次 \mathcal{O} 各号に掲 げ る基 準に応じ、 それぞ れ 当該各号に定め る 規 定 に よる基準 準とする。

法第三 十四条第二 項 \mathcal{O} 規 定に より、 同 条第三項第 号に掲げ げ る事項に . つ 1 て 市 町 村 特 莂 区を含む。

以下同 ľ が 条例を定めるに当たって従うべ き基 準 第 匹 条 \mathcal{O} 規定による基準

法 第三 + 厄 条 第二 項 \mathcal{O} 規 定に により、 同 条第 項 第二号に掲 げ Ś 事 項 に 0 1 て市 町 村 が条 例 を定めるに

当たって従うべ き基 潍 第 五. 条第 項、 第六条 (第五 一項を除 第 七 条、 第 十三条、 第 + 五 第

びに附

則

第二

一条及び

第三

<u>二</u> 十 匹 条 か 5 第二十 七 条ま で、 第三十二条、 第三十 五 条及び 第三十六条並

項

 \mathcal{O}

規

定に

ょ

る

基

潍

 \equiv 法 第 几 十六 第二 項 \mathcal{O} 規 定に より、 同 · 条第 \equiv 項 第 号に 撂 げ Ś 事 項 に 0 V) 、 て 市 町 村 が 条 例 を定 め る

当た って 従うべ き基 準 第三 + 七条 及 CK 附 則 第 兀 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 基 淮

几 法 第 匹 十六 条 第二 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り、 同 条 第 三項 第二 号 に 掲 げ る 事 項 に 0 7) て市 町 村 が 条 例 を定め るに

当たって 従うべ き基 準 第二十 兀 条 カン 5 第二十一 七条まで (第 五. + 条 12 お 1 7 準 用 す る 場 合 に 限 る。

第三十二条 (第 五. + 条 12 お 1 7 潍 用 す る場 合 に限 る。 第三十 八 条 第 項 第 + 九 条 (第 兀 項 を除

く。 第四 + 条、 第 几 十二条第 項 か 5 第 \equiv 項 Ĵ で、 第 几 十三 条、 第 兀 +兀 条、 第 五. + 条 及 び 第 五.

十二条並 び 12 附 則 第三条 第二 項 及 CK 第 五. 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 基 淮

五. 法 第三 + 应 _ 条 第二 項又は 第四 十六条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り、 法 1第三十 匹 条第三項各号又は第 匝 十六条第

三項各号に掲げる事 項以外 の事 項につい て市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 こ の 府令

に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のも

0

(定義)

第二条 こ の 府令に おい て、 次 の各号に掲げる用語 の定義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

小学校: 就学前 子ども 法第六 条第 項に 規定す る小学校 就学前子どもをい う。

認定こども 遠 法 第 七 条第四 項に 規 定す る認定こども園 を いう。

 \equiv 幼 稚 袁 法 第 七 条第 匹 項 に 規 定す る幼 稚 袁 をい う。

四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。

五. 家 庭 的 保育 事 業 児 童 福 祉 法 昭 和 二十二年 法 律 第 百六十 匹 号) 第六条の三第 九 項に 規定する る家庭的

保育事業をいう。

六 小 規 模 保育 事 業 児 童 福 祉 法 公第六条 の 三 一第十項 E 規 流定する. 小 規 模保 育 事 業をい う。

七 居 宅 訪 間 型 保 育 事 業 児 童 福 祉 法 第六条 が 三 一第 + 項 に 規 定 す Ź 居 宅 訪 間 型 保 育 事 業をいう。

八 事 業 所 内 保 育 事 業 児 童 福 祉 法第 六条の三第十二項に規定 でする事 ·業所· 内 保 育 事 業をいう。

九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。

+ 支給 認 定保 護 者 法第二十 -条第四 項 E 規定する支給 認定保 護 段者を . う。

+ 支給 認定子ども 法 第二十条第 几 項 E 規定する支給認定 子ども を

+ 支給 認定 証 法 公第二十 - 条第 兀 項 12 規 定する支給 認定 証 を う。

十三 支給 認定 \mathcal{O} 有 効 期間 法 第二十 条に 規 定す うる支給記 認 定 \mathcal{O} 有 効 期 間 を う。

十五 特 定 教育 保育 法 第二十七条 第 項 E 規 定 する特定 教 育 保 育 を 1 う。

十四四

特

定

教育

保育

施

設

法

第二十

七

第

項に

規

定

す

る特

定

教

育

保

育

施

設

を

. う。

十六 法定 代理 受 領 法 第二十 七 条第 五. 項 **(**法 第 <u>一</u> 十 凣 条第 几 項 \hat{O} 規 定 に お 1 て準 用 する場合を含む。

又 は 法 第 <u>一</u> 十 九 条第 五. 項 法 第 三十 条 第 匹 項 \mathcal{O} 規 定 に お 1 7 準 用 す る 場合を含 む。 \mathcal{O} 規 定 に ょ Ŋ 市 町

定 教 育 保育 施 設 又 は 特 定 地 域 型 保 育 事 業者 が 受 領 することを う。

村

が支

払

う特

定

教

育

保

育

又

は

特

定

地

域

型

保育

に

要

L

た費

用

 \mathcal{O}

額

 \mathcal{O}

部

を、

支給

認

定

保

護

者

に代

わ

り特

十七 特 定 地 域 型 保 育 事 業者 法 第二 + 九 条 第 項 E 規 定 す Ź 特 定 地 域 型 保 育事 業者 をい . う。

十八 特定 地 域 型 保 育 法 第二十九条第 項に 規 定 す うる特定: 地 域 型型 保 育 を 1 う。

十九 特 莂 利 用 保 育 法第二十 八条第 項第二号に規定する特 別 利 用 保 育 を 1 う。

 $\frac{-}{+}$ 特 別 利 用 教 育 法 第二 + 八 条第 項第三号 に 規定す Ź 特 别 利 用 教 育 を 1 う。

<u>一</u>十 特 别 利 用 地 域 型保 育 法 公第三十. · 条 第 項 第二 一号に 規 定 す Ź 特 別 利 用 地 域 型 保 育を . う。

<u>一</u> 十 二 特 定 利 用 地 域 型保 育 法 第三十 条第 項第三 号に規定する特 定 利 用 地 域 型型 保 育 を う。

般 原 則

第三条 特 定 教育 保育 施 設 及 び 特定: 地 域 型 保 育 事 業者 〇 以 下 特 定 教 育 保育 施 設 等」 とい う。 は、 良

質 が 健 カン B 0 適 カン に 切 な内 成 長 す 容 るた 及 T 8 水 に 潍 適 \mathcal{O} 切 特 な 定 環 教 境 育 が 等 保 育 Š 又 は 確 保 特 され 定 地 ることを目 域 型 保 育 \mathcal{O} 指 提 供 す t を行うことに \mathcal{O} で なけ れ ば な 5 全て な 1 \mathcal{O} 子

2 特 定 教 育 保 育 施 設 等 は 当 該 特定 教 育 保育 施 設 等 を 利 用 す Ś 小 学 校 就 学 前 子 ど ŧ \mathcal{O} 意 思 及 び 人 格 を

尊 重 L て、 常 12 当 該 小 学 校 就 学 前 子ども \mathcal{O} <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> 場 に 立 0 7 特 定 教 育 保育 又 は 特 定 地 域 型 保 育 を 提 供 す る ょ

うに 努 8 な け れ ば な 5 な 1

3 特 定 教 育 保 育 施 設 等 は 地 域 及 び 家 庭と 0 結 び 付 きを 重 視 L た 運営 を 行 1 都 道 府 県 市 町 村、 小 学

校、 他 0 特 定 教 育 保 育 施 設 等、 地 域 子 ぎも • 子育て支援事 業を 行 う者、 他 \mathcal{O} 児 童 福 祉 施 設 そ 0 他 0 学 校

より、

机上配布資料

待

 \mathcal{O}

防

止

等

 \mathcal{O}

た

め、

責

任

者

を

設

置

す

る

等

必

要

な

体

制

 \mathcal{O}

整

備

を行うとともに、

その

従業者に

対

Ļ

研

修を実

又 は 保 健 医 |療サー F ス 若 しく は 福 祉 サー ピ ス を提供する者との密 接な連 携 に 努め な け ħ ば な 5 な

4 特 定 教 育 保 育 施 設 等 は 当 該 特 定 教 育 保育 施 設 等 を利 用 す る小学校 成就学前 子ども \mathcal{O} 人 権 \mathcal{O} 擁 護、 虐

施 ずす る 等 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る よう努 8 な け れ ば なら な 1

第二 章 特 定 教 育 保 育 施 設 \mathcal{O} 運 営 に 関 する基

第一節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第 匹 条 特 定 教育 保育 施 設 認 定こども 遠 及 CK 保 育 所に 限 る。 は、 そ \mathcal{O} 利 用 定員 (法第二十 七 条第 項

 \mathcal{O} 確 認 に お 1 7 定 \Diamond る t \mathcal{O} に 限 る。 以 下 . の 章 に お 1 7 同 Ü \mathcal{O} 数 を二十人 以上とする。

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は 次 \mathcal{O} 各号 12 掲 げ る 特 定 教 育 保育 施 設 \mathcal{O} 区 分 に 応 じ、 当該 各号に 定 8 る 小 学 校

就学 前 子 ども \mathcal{O} 区 分ごと \mathcal{O} 利 用 定 員 を 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} とする。 ただ し、 法 第 + 九 条 第 項 第三 号 12 撂 げ る 小 学

校 就 学 前 子 ども \mathcal{O} X 分 に あ 0 て は 満 歳 12 満 た な 1 小 学校就 学前子ども 及び 満 歳 以 上 \mathcal{O} 小 学 校 以就学 前

子どもに区分して定めるものとする。

認 定こども 袁 法第十. 九 条第 項各号に掲げる小 学校就学 前子ども O区 分

幼 稚 遠 法 第 + 九 条 第 項 第 号 に 掲げ る小学は 校 就 学 前 子 ども \mathcal{O} 区

分

 \equiv 保 育 所 法 第 + 九 条第 項 第二号に掲げ る小学校就学前子ども \mathcal{O} X 分及び 同項第三号に掲げる小学校

就学前子どもの区分

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

0

た

支給

認

定保

護

者

以

下

利

用

申

込

者」

とい

う。

に

対

Ļ

第二

十

条

12

規

定

す

る

運

営

規

程

 \mathcal{O}

概

要、

職

員

第 五. 条 特 定 教育 保 育 施 設 は、 特 定 教 育 保育 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 開 始 に 際 L て は、 あ 5 か じ め、 利 用 \mathcal{O} 申 込 4 を行

 \mathcal{O} 勤 務 体 制 利 用 者 負 担 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 利 用 申 込 者 \mathcal{O} 教 育 保 育 \mathcal{O} 選 択 に 資 す ると 認 8 5 n る 重 要 事 項 を 記 L た

文 書 [を交: 付 L 7 説 明 を 行 1 当 該 提 供 \mathcal{O} 開 始 12 0 1 7 利 用 申 込 者 \mathcal{O} 同 意 を 得 な け れ ば な 5 な 1

2 て、 特 第 定 教 五. 育 項 で定 保 \otimes 育 るところ 施 設 は に 利 ょ 用 り、 申 込 者 当 該 カン 利 5 用 \mathcal{O} 申 申 込 出 者 が \mathcal{O} あ 承 0 た場 諾 を 得 合 って、 に は、 当該 前 文 項 書 \mathcal{O} 12 規 記 定 す に べ ょ き重 る文 要 書 事 \mathcal{O} 交 項 付 を 電 12 代 子 情 え

報 処 理 組 織 を 使 用 する方法そ \mathcal{O} 他 0 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 を 利 用 する方法であっ て次に掲 げ るも 0 (以下この

12

お 1 て 電 磁 的 方法」 という。 により提供することができる。 こ の 場合にお 1 て、

当該特定教

育

保

育施設 は 当該 文 書を交付 L た もの とみ んなす。

電 子 情 報 処 理 組 織 を使 用 する方法 のうち Ź 又は 口 に 掲 げ

イ 特 定 教 育 保 育 施 設 \mathcal{O} 使 用 に係 る 電 子 計 算 機 کے 利 用 申 込 者 \mathcal{O} 使 用 に 「係る電 子 計 算 機とを接 続 する電

Ź

t

 \mathcal{O}

気 通 信 口 線 を 通 じて 送信 Ļ 受信 者 \mathcal{O} 使 用 12 係 る 電 子 計 算 機 12 備 えら れ たファ 1 ル に 記 録 す る 方 法

口 特 定 教 育 保育 施 設 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 E 備 えら れ たフ ア 1 ル に 記 録 さ れ た 前 項 12 規 定 す る 重

要 事 項 を電 気 通 信 口 線 を 通 U 7 利 用 申 込 者 \mathcal{O} 閲 覧 に 供 Ļ 当 該 利 用 申 込 者 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 12

備 え 5 れ た フ ア 1 ル 12 当 該 重 要 事 項 を 記 録 す る 方 法 (電 磁 的 方 法 に ょ る 提 供 を受 け る旨 \mathcal{O} 承 諾 又 は 受

け な 1 旨 \mathcal{O} 申 出 をす る場 合に あ 0 7 は 特定 教 育 保育 施 設 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に 備 え 5 n たフ

T 1 ル に そ \mathcal{O} 旨 を 記 録 す る 方 法

磁 気デ 1 ス ク、 シ] デ 1 • 口 A そ \mathcal{O} 他 れ 5 12 準ず Ź 方 法 12 ょ り 定 \mathcal{O} 事 項 を 確 実 12 記 録 L 7 お

くことが できる 物 を ŧ 0 7 調 製 す る フ ア 1 ル 12 前 項 K 規 定 す る 重 要 事 項 を 記 録 L た t \mathcal{O} を 交 付 す る 方 法

前 項 12 掲 げ る方 法 は、 利 用 申 込 者 が フ ア 1 ル ^ 0 記 録 を出 力することによる文書 を作 成することができ

3

5

るも 0 でな け れ ば なら な

4 第 項 第 号 \mathcal{O} 電 子 情 報 処 理 組 織 とは、 特 定 教 育 保育: 施 設 \mathcal{O} 使 用 に 係 る電 子 計 算 機 利 用 申 込

者 \mathcal{O} 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 کے を 電 気 通 信 口 線 で 接 続 L た 電 子 情 報 処 理 組 織 を 1 う。

特 定 教 育 保 育 施 設 は、 第二 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ Ŋ 第 項 E 規定 す る 重 要 事 項 を 提 供 ようとするときは、 あ

L

6 か じ め、 当 該 利 用 申 込 者 に 対 Ļ そ \mathcal{O} 用 1 る 次 12 掲 げ る 電 磁 的 方 法 \mathcal{O} 種 類 及 CK 内]容を示し Ļ 文書又は 電

磁 的 方 法 に ょ る 承 諾 を 得 な け れ ば なら な

第二 項 各号 に 規 定 す る方 法 \mathcal{O} うち 特 定 教 育 • 保 育 施 設 が 使 用 す Ź t

 \mathcal{O}

フ ア 1 ル \sim \mathcal{O} 記 録 \mathcal{O} 方 式

6 前 項 0 規 定 に ょ る 承 諾 を得 た 特 定 教 育 保育 施 設 は 当 該 利 用 申 込 者 か 5 文 書 又 は 電 磁 的 方 法 に ょ n 電

磁 的 方 法 に ょ る 提 供 を受 け な 1 旨 \mathcal{O} 申 出 が あ 0 たと き は 当 該 利 用 申 込 者 12 対 Ļ 第 項 12 規 定 す る 重 要

事 項 \mathcal{O} 提 供 を電 磁 的 方 法 12 ょ 0 7 L 7 は な 5 な \ \ \ ただ Ļ 当 該 利 用 申 込 者 が 再 び 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ 5る承諾

を L た 場 合 は、 \mathcal{O} 限 り で な 1

利 用 申 込 みに . 対するT 正 当な 理 由 0 な 1 提 供 拒 否 0 禁

止 等

机上配布資料

第六条 特定 教育 保 育施設 は、 支給認定保護者 か 5 利 用 0 申込みを受けたときは、 正 当な理 由 が な げ れ ば

れ を 拒 んで は なら な

2 特 定 教 育 保 育 施 設 (認定こども 遠 又 は 幼 稚 遠 12 限 る。 以 下 この 項 12 お 1 て同い ľ は、 利 用 \mathcal{O} 申 込

12 係 る 法 第 + 九 条 第 項 第 号に 掲 げ る 小 学校 就学 前 子 ども \mathcal{O} 数 及 び 当 該 特 定 教育 保 育 施 設 を 現 12 利 用

L て 1 る 法 第 九 条第 項 第 号に 掲 げ る小学校就学前 子ども に 該当する支給 認定子ども \mathcal{O} 総 数 が 当

特 を 超 定 教 え 育・ る 場 保 合 育 に 施 お 設 1 \mathcal{O} 7 法 は、 第 + 抽 九 選、 条 第 申 込 項 み 第 を受 号に け た 撂 順 げげ 序 る に 小学 より ·校就学前 決 定す 子ども 方法、 \mathcal{O} 当 X 該 分に 特 定 係 教 る 育 利 · 保 用 育 定 施 員 設 \mathcal{O} \mathcal{O} 総 設 数

る

置 者 \mathcal{O} 教 育 保 育 12 関 す る 理 念 基 本 方 針 等 12 基 づ < 選 考そ \mathcal{O} 他 公 正 な 方 法 第 几 項 12 お 1 7 選 考 方法

کے う。 に ょ Ŋ 選 考 L な け れ ば な 5 な 1

3 特 定 教 育 保 育 施 設 認 定こども 遠 又 は 保 育 所 12 限 る。 以下 \mathcal{O} 項 12 お 1 7 司 ľ は、 利 用 \mathcal{O} 申 込 4

に 係 る 法 第 + 九 条 第 項 第 号 又 は 第 号 12 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 الح t \mathcal{O} 数 及 び 当 該 特 定 教 育 保 育 施 設

子ども を 現 12 0 利 総 用 数 L 7 が 11 当 る法 該 特定 第 + 教 九 育 条 第 保 項 育 第 施 設 二号 0 法 又 第 は + 第三 九 条第 号 に 掲 項 げ 第二 る 小 一号又は 学 校 就 第三 学 前 一号には 子ども 掲 げる小学校 に 該当する る支 公就学前1 給 認定 子

机上配布資料

ども の 区 分に係る利用定員 の総数を超える場合にお 1 ては、 法第二十条第四 項の規定による認定に基づき

保 育 \mathcal{O} 必 要の 程 度及 び 家 族 等 O状 況 を 勘 案 保育を受ける必 要 性 が 高 1 لح 認 8 5 れる支給認定子ども

が 優 先 的 に 利 用 で きるよう、 選考する ŧ のとする。

4 前 項 \mathcal{O} 特 定 教 育 保育施品 設 は、 選考方法をあら かじめ支給認定保護者に明示した上で、 選考を行 わな

ければならない。

5 特 定 教 育 保育 施 設 は、 利 用 申 · 込者 に係る支給認定子ども に 対し自な ら適 切 が教育 保育を提 供 すること

が 木 難 で あ る場 合 は、 適 切 な 特 定 教 育 保育 施 設 又 は 特 定 地 域 型 保 育 事 業を紹 介す る 。 等 の 適 切 な 措 置 を 速

やかに講じなければならない。

あっせん、調整及び要請に対する協力)

第七 条 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 当 該 特 定 教 育 保 育 施 設 \mathcal{O} 利 用 に 0 ** \ 7 法 第四 十二 一条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ n

市 町 村 が 行 うあ 0 せ W 及 び 要 請 に 対 Ļ で (きる) 限 り 協 力 L な け れ ば な 5 な

2 特 定 教 育 保 育 施 設 (認· 定こども 袁 又 は 保 育 所 12 限 る。 以 下 こ の 項 12 お 1 7 同 ľ は、 法 第 + 九 条第

項 (第二 号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども に係る る当該: 特 定 教 育 保 育 施 設 \mathcal{O} 利 用 に 0 1 て 児 童 福

祉 法第二十 四条第三 項 附 則 第七十三条第 項のに 規定により読 み替えて適 用する場合を含む。 0 規定に

ょ ŋ 市 町 村 が 行う 調 整 及 CK 要請 に . 対 Ļ できる限 り協 力 L な け れ ば はならな

(受給資格等の確認)

第 八条 特定 教育 保育 施設 は、 特定教 育 保育 \mathcal{O} 提 供 を求 めら れ た場合 は、 支給 認定 足保護者 の提 示する支

給 認 定 証 に よって、 支給 認 定 \mathcal{O} 有 無、 支給認定子ども \mathcal{O} 該当する る法 第 + 九 条第 項各号に 掲 げ る小 校 就

学前 子ども \mathcal{O} 区 分、 支給 認 定 \mathcal{O} 有 劾 期 間 及び 保育 必 要量: 一等を 確 か 8 る ŧ 0) とす

(支給認定の申請に係る援助)

第 九 条 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 支給記 認 定 を受けて 1 な 1) 保 護者 か 5 利 用 0 申 込 みが あ 0 た場 合 は、 当 該 保

護 者 \mathcal{O} 意 思 を踏 ま えて 速 B か に 当 該 申 請 が 行 わ れ る よう 必要 な 援 助 を 行 わ な け れ ば な 5 な

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 支 給 認 定 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 が 遅 < とも支給 認 定 保 護 者 が 受け 7 7) 、る支給記 認定

 \mathcal{O} 有 効 期 間 \mathcal{O} 満 了 日 \mathcal{O} 三十 日 前 に は 行 わ れ るよう必 要 な 援 助 を 行 わ な け れ ば ならな \ \ \ ただし、 緊急そ \mathcal{O}

他 \$ む を 得 な 1 理 由 が あ る 場 合 12 は、 0 限 りで は な

(心身の状況等の把握)

第 + 条 特 定 教育 保 育 施 設 は、 特定教 育 保育 0 提 供に当た って は、 支給認定子ども 0 心 身 0 状 況、 その

置 カン れ 7 1 る環 境 他 \mathcal{O} 特 定 教 育 保 育 施 設 等 \mathcal{O} 利 用 状 況 等 \mathcal{O} 把 握 に 努め な け れ ば なら な

(小学校等との連携)

第十 条 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 特 定 教育 • 保育 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 終了 に 際 7 は、 支給 認 定 子ども に 0 て、 小

学校 に お け る教 育 又 は 他 \mathcal{O} 特 定 教 育 • 保 育 施 設 等 12 お 1 7 継 続 的 12 提 供 さ れ る 教育 保育 0 円 滑 な 接 続

12 資 するよう、 支 給 認定子ども に 係 る 情 報 \mathcal{O} 提 供 そ \mathcal{O} 他 小 学 校、 特 定 教 育 保 育施 設 等、 地 域 子 ジも

育て支援 事 業を行う者そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 機 関 کے \mathcal{O} 密 接 な 連 携 12 努 \Diamond な け れ ば な 5 な

(教育・保育の提供の記録)

第十二条 特 定 教 育 保 育 施 設 は 特定 教 育 保育、 を提 供 L た 際 は 提 供 日 内 容 そ 0 他 必 要 な 事 項を記 録

しなければならない。

利用者負担額等の受領)

第十三 条 特 定 教 育 保 育 施 設 は 特 定 教 育 保 育 特 別 利 用 保 育 及 び 特 別 利 用 教 育 を含む。 以 下 <u>ー</u> 条 及

び 次 条 に お 1 7 同 を提 供 L た際 は 支 給 認 定 保 護 者 か 5 当 該 特定 教 育 保育 に 係 る 利 用 者 負 担 額

子

<u>一</u> 十

八

第二

項

(第三号

に

規

定

す

る市

町

村

が

定

8

る

額とす

る。

を

1

う。

0

支

払を受

け

Ś

ŧ

0

第二十 法 第二十 条 七 第二 条第三 項 第二 項 第二 一号に 一号に 規 定 掲 す げ る る 額 市 町 特 村 定 が 教 定 育 \emptyset る 保 額 育 كُال 施 設 特 が 特 別 別 利 利 用 教 用 育 保 育 を を提 提 供 す 供 る する場 場 一合に · 合 にあ あ 0 7 て は 法 は 第 法

2 係 特 る 定 特 定 教 育 教 育 保 育 保 育 施 費 設 用 は 基 法 準 定 額 代 法 理受 第二十 領 を受け t 条 第 な 1 項 ときは、 第 号 に 支 給 規 定 認 定 す る 保 額 護 者 (そ か ら、 \mathcal{O} 額 当 が 該 現 に 特 当 定 該 教 育 特 定 保 教 育 育 12

定 保育 保育 8 る 施 12 基 設 要 l 準 が た費 特 12 ょ 别 用 1) 利 算 を 用 定 超 保 育 え L た を るとき 費 提 用 供 は す \mathcal{O} る 額 場 当 (そ 合 該 \mathcal{O} に 現 額 あ に が 0 特 現 7 定 教 12 は 当 法 育 該 第 保育 <u>一</u>十 特 別 利 八 12 条 要 用 第二 L 保 た 育 費 に 項 要 第二 用 L \mathcal{O} 号 た 額 費 12 用 規 を 定 を 1 超 す 1 る えるとき 当 内 閣 該 総 特 は 理 定 大 教 当 臣 育 該 が

現 号 12 特 に 規 別 定 利 す 用 る 保 育 内 閣 12 要 総 理 L 大 た 費 臣 用 が 定 \mathcal{O} 額 8 る 基 を、 準 12 特 ょ 别 n 利 算 用 定 教 育 L た を提 費 用 供 す \mathcal{O} 3 額 場 そ 合 に \mathcal{O} 額 あ が 0 7 現 12 は 当 法 該 第二 特 +别 八 利 用 条 第 教 育 項 12 第 要

た 費 用 を 超 えるときは 当 該 現 12 特 別 利 用 教 育 に 要 L た 費 用 \mathcal{O} 額 を 11 う。 次 項 12 お 11 7 同 \mathcal{O} 支

払を受けるものとする。

3

特 定 教 育 保 育 施 設 は 前 項 0 支払を受ける 額 0 ほ か、 特 定 教 育 保 育 0 提 供 に 当たって、 当 該 特 定

机上配布資料

る額

0

支払

を支給認定

保護者

か

ら受けることができる。

教育 る費用とし 保育 て見込まれる \mathcal{O} 質 0 向上を図る上で特に必要であると認めら ŧ \mathcal{O} 0 額 と特 定 教育 • 保 育 費用 基準 れ る対 額 との 価に 差 つい 額 に て、 相当する金 当該 特定教育 額 \mathcal{O} 範 囲 内 保 育 で 、設定す に . 要す

4 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 前 \equiv 項 \mathcal{O} 支 払 を受け Ź 額 \mathcal{O} ほ か、 特定 入教育 • 保育に お 1 7 提供 され る便 宜 要

日 用 묘 文房 具そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 特 定 教 育 保育 12 必 要 な 物 品 \mathcal{O} 購 入に 要する費用

す

る費用

0

うち、

次

0

各号に

掲

げ

る費

用

 \mathcal{O}

額

 \mathcal{O}

支

払

を支給で

認

定

保

護者

か

ら受け

ることができる。

特定 教 育 保 育 等 に 係 る 行 事 \sim \mathcal{O} 参 加 12 要す んる費用

 \equiv に 要す 食 事 る \mathcal{O} 費用 提 供 を 12 . 要す 除 き、 る費 同 項 用 第二 法 号に 第 + 掲 九 条第 げ る 小 学 項 校 第三 就学 号に 前 子ども · 掲 げ る小学校 に 0 1 就学 7 は 前 主 子どもに 食 \mathcal{O} 提 12 供 に 対する食 係 る費 事 用 に \mathcal{O} 限 提 る。 供

几 特 定 教 育 • 保 育 施 設 12 通う 際 に 提 供 され る 便 宜 に 要する 費 用

五. 前 几 号 12 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 特 定 教 育 保 育 に お 1 7 提 供 さ れ る 便 宜 に 要する費用 0 うち、 特 定 教育

保 育 施 設 \mathcal{O} 利 用 に お 1 て 通 常 必要とされ るも 0 に 係 る費用 であって、 支給認定 保 護 者 に · 負担, させるこ

とが適当と認められるもの

5 特 定 教 育 保 育 施 設 は 前 兀 項 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 支払 を受けた場 一合は、 当 該 費用 に係 る 領 収 証 を当 該 費用 0

額 を支 払 0 た支 給 認 定 保 護 者 に 対 L 交 付 L な け れ ば な 5 な

6 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 第三 項 及 び 第 兀 項 \mathcal{O} 金 銭 \mathcal{O} 支 払 を 求 \Diamond る 際 は、 あ 5 か じ \Diamond 当 該 金 銭 \mathcal{O}

び 額 並 び に 支 給 認 定 保 護 者 に 金 銭 \mathcal{O} 支 払 を 求 8 る 理 由 12 0 1 7 書 面 に ょ 0 7 明 5 か に す るととも に 支 給

銭 \mathcal{O} 支 払 に 0 1 7 は、 文 書 に ょ ることを 要 ĺ な \ \ \ 認

定

保

護

者

12

対

L

7

説

明

を

行

\\ \

文書

に

ょ

る

司

意

を得

な

け

れ

ば

なら

な

\ <u>`</u>

ただ

し、

第

几

項

 \mathcal{O}

規定に

ょ

る

使

途

及

施設型給付費等の額に係る通知等)

第十 几 条 特 定 教 育 保 育 施 設 は 法定 代 理 受 領 に ょ n 特 定 教 育 保 育 に 係 る 施 設型 給 付 費 法 第二 十 凣

第 項 12 規 定す る 特 例 施 設 型 給 付 費 を 含 む 以 下 0 項 に お 1 7 同 r. \mathcal{O} 支 給 を受 け た 場 合 は 支給 認

定 保 護 者 12 対 当 該 支 給 認 定 保 護 者 12 係 る 施 設 型 給 付 費 \mathcal{O} 額 を 通 知 L な け れ ば な 5 な 1

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は 前 条 第 項 \mathcal{O} 法 定 代 理 受 領 を 行 わ な 1 特 定 教 育 保 育 12 係 る費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 支 払 を

受け た場合は、 そ 0 提 供 L た 特 定 教 育 保 育 \mathcal{O} 内 容、 費 用 \mathcal{O} 額 そ 0 他 必 要 لح 認 8 5 れ る事 項 を 記 載 L た

特

定教 育 保育提品 供 証 明 書を支給認定保護者に対して交付し しなけれ ばならな

(特定教育・保育の取扱方針)

第十 五. 条 特 定教 育 保育: 施設 は、 次の各号に掲げる施 設の 区分に応じて、 それぞれ当該各号に定 8 るも 0

12 、基づ、 き、 小学 校 就学前子ども \mathcal{O} 心 身 \mathcal{O} 状況等に応じて、 特定 教育 • 保 育 \mathcal{O} 提 供 を 適 切 K 行 わ な け れ ば な

らない。

幼 保 連 携型 認 定こども 園 (就学前 の子ども に 関 する教育、 保育 等 \bigcirc 総 合的 な提 供 0 推 進 12 関 ける法 律

平 成 + 八 年 法 律 第七 十七日 号。 以下 認定こども 遠 法 とい う。 第二条第 七項 に 規 定す る幼 保 連 携 型

認定こども 遠 を 1 う。 以 下 同 ľ, 幼 保 連 携 型 認 定こども 袁 |教 育 保 育 要 領 (認 定こども 園 法 第 +

第 項 \mathcal{O} 規定 12 . 基 づ き主 務 大 臣 が 定 8 る 幼 保 連 携 型 認定こども 園 \mathcal{O} 教 育 課 程 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 教 育 及 び 保 育 \mathcal{O} 内

容に関する事項をいう。)

認定こども 遠 (認定こども 遠 法 第 三条第 項 又 は 第 \equiv 項 \mathcal{O} 認 定を受け た施 設 及 び 同 条 第 九 項 \mathcal{O} 規定 に

ょ る 公示 が さ れ た ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 次号 及 CK 第 几 号 に 掲 げ る 事

項

三 幼 稚 遠 幼 稚 遠 教 育 要領 (学校教育 法 (昭 和二十二年 法 律 第二十六号) 第二十 五. 条の 規定 に 基づき文

部 科学 大 臣 一が定 8 る幼 稚 遠 の教育 課 程 その 他 の教 育内 容に関する事 項 を

几 保 育 所 児 童 福 祉 施 設 0 設 備 及び 運 営に 関 す Ź 基 準 (昭 和 十二十三 年 厚 生 省令第六十三号) 第三十五

 \mathcal{O} 規 定 に 基づき保 育 所 に お け る保全 育 \mathcal{O} 内 容 に 0 1 7 厚 生労 働 大臣 が 定 8 る 指 針

2 前 項 第二 号に 掲 げ る認定こども 袁 が 特 定 教 育 保 育 を提 供 す るに当 た 0 7 は、 同 号に掲げるも 0 0 ほ か

幼 保 連 携 型認 定こども 遠 教 育 保 育 要 領 を 踏 まえ んなけ れば なら な

特定教育・保育に関する評価等)

第十六 条 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 自らそ 0 提 供 す る 特定 教育 • 保 育 \mathcal{O} 質 0 評 価 を行 \ \ 常 に そ 0 改 善善 を 义

らなければならない。

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 定 期 的 に当 該 特 定 教育 保育 施 設 を 利 用 する支給認 定 保 護 習るそ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 特 定 教育

保 育 施 設 \mathcal{O} 関 係 者 **金**当 該 特 定 教 育 • 保 育 施 設 \mathcal{O} 職 員 を 除 < に ょ る 評 価 又 は 外 部 \mathcal{O} 者 に ょ る 評 価 を受

けて、 それ 5 \mathcal{O} 結 果を公式 表 Ļ 常 に そ \mathcal{O} 改 善 を 义 るよう努め な け れ ば な 5 な 1

相談及び援助)

第十一 七 条 特 定 教 育 保 育施 設 は、 常 に支給認定子どもの 心 身 0 状 況、 そ 0 置 か れ て 1 る環境等 \mathcal{O} 的 確 な

把

握 に努め、 支給認定子ども又はその保護者に対し、 その相談に適切に応じるとともに、 必要な助言その他

の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育 育 保育施設 設 \mathcal{O} 職 員 は、 現に 特定教育 保育 の提供を行ってい るときに支給認定子どもに

体 調 \mathcal{O} 急 変が 生じ た場合その 他 必 要なら 場 一合は、 速 B カン に 当該支給認定子どもの 保護者 又は医療 療 機 関 \mathcal{O} 連

絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第十 九 条 特 定教 育 保 育 施 設 は 特 定 教 育 保育を受けている支給認定子ども の保護 護 著 が 偽 り Ź \mathcal{O} 他 不 正

な 行 為 12 ょ 0 7 施 設型 給 付 費 \mathcal{O} 支給を受け、 又は受けようとしたときは 遅 滞 なく、 意見を付 L てその旨

を市町村に通知しなければならない。

運営規程)

第二十条 特 定 教 育 保 育 施 設 は 次 \mathcal{O} 各 号に 掲 げ る 施 設 0 運 営 に 0 7 7 0 重 要 事 項 E 関 する規 程 (第二十

三条に お 1 て 運 営 規 程 という。 を定め T お カン な け れ ば な らな

一施設の目的及び運営の方針

二 提供する特定教育・保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

兀 特 定 教 育 保 育 \mathcal{O} 提 供 を 行 う 日 法 第 + 九 条第 項 第 号に 撂 げる 小学校就学前 子ども \mathcal{O} X 分に 係

利 用 定 員 を定り 8 7 1 る 施 設 に あ 0 7 は、 学 期を含 む。 以 下こ \mathcal{O} ラ岩に お 1 7 同 ľ, 及び 時 間 提 供 を行

わない日

五 支 給 認 定保 護 者 か 5 受領 いする利用 用 者 負 担 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 種 類、 支 払 1 を 求 8 る 理 由 及 CK そ \mathcal{O} 額

六 第 兀 条 第二 項 各号 12 定 \Diamond る 小 学校 就 学 前 子ども \mathcal{O} X 分ごと \mathcal{O} 利 用 定 員

七 特 定 教 育 保 育 施 設 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 開 始 終了 に 関 す る事 項 及 び 利 用 に 当 当 た 0 7 \mathcal{O} 留 意 事 項 (第六条第

及び第三項に規定する選考方法を含む。)

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

+ 虐 待 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 措 置 に 関 する 事 項

項

+ そ 0 他 特定教育 保 育 施 設の運営に関する重 要事

項

勤 務 体 制 \mathcal{O} 確 保 等)

第二十 特定 教 育 • 保育施設 設 は、 支給認定子どもに 対 Ļ 適 切 な特定教育 保育を提供することが でき

るよう、 職 員 \mathcal{O} 勤 務 \mathcal{O} 体 制 を定 めて お カン なけ れ ば なら な

2 特 定 教育 保 育 施 設 は、 当 該 特 定 教 育 保 育 施 設 \mathcal{O} 職 員 に ょ って 特定教育 保育を提供 L なけ れ ば なら

 \mathcal{O} 限 り で な

な

\ \ \

ただ

Ļ

支給

認定子どもに

対す

Ź

特

定

教育

•

保

育

 \mathcal{O}

提

供

12 直

接影

響を及ぼさな

1

業務

に

0 1

7

は、

3 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 職 員 0 資 質 \mathcal{O} 向 上 \bigcirc ため に、 そ \mathcal{O} 研 修 0 機会を 確 保 なけ ħ ば なら な

定 員 0 遵 を守っ

第二十二条 特定 教 育 保育: 施 設 は、 利 用 定員 を超り えて 特 定 教 育 保 育 \mathcal{O} 提 供 を行 0 7 は な 5 な ただ L

年 度 中 12 お け る 特 定 教 育 保 育 に 対 す る 需 要 \mathcal{O} 増 大 \mathcal{O} 対 応 法 第 + 匹 条第 五. 項 12 規 定 す る 便 宜 \mathcal{O} 提

供 \sim 0) 対 応 児 童 福 祉 法 第 + 匝 条 第 五. 項 又 は 第 六 項 E 規定、 する措置 \sim \mathcal{O} 対 応 災 害、 虐待 そ 0 他 0 B む

を得 な 1 事 情 が あ る場 合 は、 この 限 り で な

勤

務

 \mathcal{O}

体

制

利

用

者

負

担そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

利

用

申

· 込者

 \mathcal{O}

特定教育

保

育

施

設

 \mathcal{O} 選

択に資すると認めら

れ

る重

要

事

項

掲 示

第二十三条 特定教育· 保育施設 設は、 当該 特定教育 保育施設 の見やすい場 派に、 運営規 程 \mathcal{O} 概 要、 職 員 0

を掲 示 L なけ れ ば なら な

(支給 認 定子ども を平 - 等に 取 ŋ 扱 う原 則

第二十 应 条 特定 教 育 保育: 施 設 に お 1 て は、 支給認定子ども \mathcal{O} 玉 籍、 信 条、 社会的 身分又は特定 保

育 \mathcal{O} 提 供 12 要する費用 を負 担 する か 否 か によって、 差別 的 取 扱 1 を L 7 は なら ない。

虐 待 等 \mathcal{O} 禁 止

第二十五 条 特定 教 育 保育 施 設 0 職 員 は、 支給 認 定 子ども に対 Ļ 児童 福 祉 法 第三十三条 0 十各号に 掲 げ

る行 為 そ \mathcal{O} 他 当 該 支給 認定子ども \mathcal{O} 心 身 に 有害, な 影 響を与える行為を L 7 は ならな

懲 戒 に 係 る 権 限 \mathcal{O} 濫 用 禁 止

第二十六条 特 定 教 育 保育 施 設 幼 保 連 携型 一認定こども園 及 び 保 育 所 に 限 る。 以 下 \sum 0 条 12 お 1 7 同

の長たる 特定 教 育 保育 施 設 0 管理 者 は、 支給認定子ども に 対 し 児 童 福 祉 法 第 几 + 七 条 第 項 0 規 定

ょ 6り懲 戒 に関しその支給認定子ども の福 祉 のために必要な措置を採るときは、 身体的苦痛を与え、 人格を

辱める等その権限を濫用してはならない

(秘密保持等)

第二十七 特定教育· 保育施設 設 の職員及び管理者 は、 正当な理由がなく、 その業務上 知り得た支給認定子

ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特 定 教 育 保育 施 設は、 職 員 で あ 0 た者が、 正 当な理由 がなく、 そ の業 務 上知 り得た支給認定子ども

はそ \mathcal{O} 家 族 \mathcal{O} 秘 密 を漏らすことが ない よう、 必 要 な 措 置 を講 じ な け れ ば なら な

3

特

定

教

育

保育

施設は、

小学校、

他

 \mathcal{O}

特

定

教育

保育

施設

等、

地

域

子

ども

子育て支援事業を行う者そ

 \mathcal{O} 他 0 機 関 に . 対 L て、 支給認定子ども に 関 す る情況 報 を 提 供 す Ś 際に は、 あ 5 カン でしめ 文書によ ŋ 当 該 支給認

定子 ども \mathcal{O} 保 護 者 \mathcal{O} 同 意 を得 7 お か な け れ ば な 5 な

(情報の提供等)

第二十 八 特定 教 育 保育: 施 設 は、 特 定 教 育 保 育 施設 を利 用 しようとする小学校就 学前1 子ども に 係 る支

給認定! 保 護 浴者が、 その 希望を踏まえて適 切 É 特定教 育 保育 施 設 を選択することができるように、 当該 特

机上配布資料

定教 育 保育施設 設 が 提供する特定教育 保育 0 内 容に 関する情 報の 提供を行うよう努め なければ ならな 1

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は 当 該 特 定教 育 保 育施 設に 0 1 て広告をする場合にお *(* \ て、 その 内 容 を虚 偽 0

t \mathcal{O} 又 は 誇 大な、 ŧ のとし 7 は ならな

利 益 供 与 等 \mathcal{O} 禁 止

第二十 九 特定 教 育 保育: 施 設 は、 利 用 者支援事業 (法第 五. 十九条第 号に 規定する事 業を V) う。 そ

他 \mathcal{O} 地 域 子 ども • 子育 て支援 事 業を行う う 者 次 項 に お 1 7 利 用 者支持 援 事 業 《者等」 と ζ`\ う。 教 育 保 0

育施 設 若 L < は 地 域 型 保 育を行う者等 又 は そ 0 職 員 E 対 Ļ 小 学 校 就学 前 子ども 又 は その 家 族 12 対 L て当

該 特 定 教 育 保 育 施 設 を紹 介することの 対 償 とし て、 金 묘 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 財 産 上 \mathcal{O} 利 益 を 供 与 L 7 は なら な \ <u>`</u>

特 定 教 育 保 育 施 設 は 利 用 者支援 事 業者 等、 教 育 保育 施 設 若 L < は 地 域 型 保 育 を 行 う者 等 又 は そ 0

2

職 員 カン ら、 小 学 校 就学 前 子 ジも 又 は そ \mathcal{O} 家族 を紹 介することの 対償とし て、 金 밆 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 財 産 上 \mathcal{O} 利 益 を

収 受 L て は なら な

(苦情 解 決

第三十条 特定 教 育 保 育施 設 は、 そ 0 提 供 L た特定 教 育 保 育 に 関 する支給認定子ども又は支給 認定保護

机上配布資料

者そ に 迅 速 0 他 か の当該支給認定子どもの家族 0 適 切 に 対 応するため に、 苦情 (以下この条に を受け付 け るため お いて \mathcal{O} 窓 「支給認定子ども等」という。 \Box を設置 す んる等の 必 要な措置 を講 カン じ 5 なけ 0 治苦情

特 定 教

ば

な 5

2 育 保育 施設は、 前 項 の苦情を受け 付 けた場合には、 当該苦情 の内容等を記 録し しなけ ħ ば ならな

1

3 町 村 特 が 定 実 教 育 施 す Ź 保育 事 業に 施 設 は、 協 力す そ るよう努 0 提 供 L た 8 なけ 特定教育 れ ば なら 保育に関 な \ \ \ する支給認定子ども等 か 5 0 苦情 に 関 L 7 市

4 < \mathcal{O} 行う報告 苦 は 特 情 定 特 教 定 に 若 育 教 関 育 L L Š 7 保 保 育 市 は 育 帳 施 町 施 設 簿 村 は、 が 設 書 行 類 \mathcal{O} 設 そ そ う 調 備 \mathcal{O} \mathcal{O} 若 提 他 査 供 に \mathcal{O} L < 協 物 L 力 は 件 た するととも 特 帳 \mathcal{O} 提 定 簿 教 書 出 育 若 類 そ L に、 < 保育 \mathcal{O} 他 は 提 市 \mathcal{O} 12 関 町 物 示 村 件 \mathcal{O} し、 命 か \mathcal{O} 令 5 検 法 第 指 査 又 導 + に は 応 文 当 匹 条第 じ、 は 該 助 市 及 言 町 を受け び 村 項 支 \mathcal{O} \mathcal{O} /給認 職 規 定 た 員 場場 定 12 か 合 子 ょ 5 تخ は り 0 ŧ 質 市 当 等 間 町 該 若 村 か 指 5 が

導 又 は 助 言 12 従 0 7 必 要 な 改 善 を 行 わ な け れ ば な 5 な 1

5 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 市 町 村 か 5 0 求 8 が あ 0 た 場合に は、 前 項 0 改 善 0 内 容 を市 町 村 に 報 告 L なけ

ればならない。

(地域との連携等)

第三十一 特定教育 • 保育施設は、 その運営に当たっては、 地域住民又はその自 発的な活動等との連携及

び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定 教 育 保育施設 設 は、 事 故 0 発生又はその再発を防止するため、 次の各号に定める措置を講

じなければならない。

事 故 が 発生し た場 合 0 対 応 次号に 規定する報告 \mathcal{O} 方法等が 記載され た事 故 発 生 の防 止 のた 8 0 指 針

を整備すること。

事 故 が 発生 L た場合又は それに至 る 危 険 性 が あ る 事 態 が 生 じ た場合に、 当 T該事: 実 が 報告され、 その分

析 を 通 U た改 善 策を従 業者 に 周 知 徹 底 す Ź 体 制 を整 備 すること。

三 事 故 発 生 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 委 員 会及 び 従業者 に 対 す る研 修 を定 期 的 に 行うこと。

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 支給認定子どもに 対する特定教 育 保 育 0 提 供 12 ょ ŋ 事 故 が 発 生 た場合は、

速や か ん に 市 町村、 当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、 必要な措置を講じなけれ ばならな

3 特 定 教育 保育施設は、 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなけれ ば ならな

4 特定 教育 保育施設は、 支給認定子どもに 対する特定教育 保育の提供により賠償すべ き事 故 が 発生し

た場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 特定教 育 保育施品 設は、 特定 教育 保育 \mathcal{O} 事 業 の会計をその他 の事 業の会計と区分し なけ れば

ならない。

(記録の整備)

第三十 匹 条 特定 教 育 • 保育: 施 設 は、 職 員、 設 備 及び会計に関 ける諸語 記 録 を整 備 L 7 お か なけ れ ば な らない。

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 支給 認定子 ども 12 対 する 特定 教 育 保 育 \mathcal{O} 提 供 12 関 する次 \bigcirc 各号に · 掲 げ る記 録

を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第 + 五. 条第 項 各号に定 8 るも のに 基づく特 定 教育 • 保 育 \mathcal{O} 提 供 に当 た 0 7 0 計 画

第 十 二 条 12 規 定 す る提 供 L た 特 定 教 育 • 保育 に 係 る 必 要 な 事 項 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 記 録

 \equiv 第 + 九 条 に 規 定 す る 市 町 村 \sim \mathcal{O} 通 知 に 係 る 記 録

兀 第三 条第二 項 12 規 定 す る苦 [情 \mathcal{O} 内 容 等 \mathcal{O} 記 録

五. 第三 十二条第 項 E 規 定 す る 事 故 \mathcal{O} 状 況 及 び 事 故 E 際 L て 採 0 た処置 に 0 1

7

 \mathcal{O}

記

録

第三 飾 特 例 施 設 型 給 付 費 12 関 す る 基 潍

(特別利用保育の基準)

第三十 五. 条 特 定 教 育 保育 施 設 保育 所 12 限 る。 ک 0 条 12 お 1 7 同 r. が 法 第 + 九 条第 項 第 号 に 掲

げ る 小学: 校 就学 前 子 نخ t に 該 当す る支 給 認 定子 ども に 対 L 特 別 利 用 保 育 を 提 供 す る 場 合に は 法 第 + 几

条第 項 第 号 12 規 定 す Ź 基 準 を 遵守 L な け れ ば な 5 な 1

2 法 第 特 定 + 九 教 条 育 第 保 育 項 第 施 設 号 が に 掲 前 げ 項 る \mathcal{O} 規 小 学 定 校 12 就 ょ 学 V) 前 特 子 別 Ŀ 利 ŧ 用 保 に 該 育 当すす を 提 る支 供 す る場 給 認 合 定 子 に ども は 当 \mathcal{O} 数 該 特 及 び 别 法 利 第 用 + 保 育 九 条 に 第 係 る

項 第 号に 掲 げ る 利 用 中 \mathcal{O} 子 ども 0 総 数 が 第 几 条 第 項 第 号 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 定 8 5 れ た 法 第 + 九 条第

項第二 一号に 掲げる 小学校: 就 学 前 子 ども 12 係 る利 用 定 員 0 数を超り え な 1 Ł Oとす

3 别 利 特 定 用 保 教 育 育 を含 保 む 育 ŧ 施 設 \mathcal{O} とし が て、 第 本 項 章 \mathcal{O} 規 (第六条第三 定 に ょ り 特 項 别 及 利 び 用 第 保 育 七 条 を 第二 提 供 す 項 を る場 除 合に く。 は、 \mathcal{O} 規 特 定教育 定を 適 用 保 す る。 育 に ک は 特 \mathcal{O}

場 1 合 に お 1 て、 とあ 第 六条第二項 は 中 特 教 定 教 育 • 保育 施 施 設 、認定こども 袁 又 は 幼 1 稚 袁 に 限 る。 以 下 ک \mathcal{O} 項 に お

12 お 1 7 同 U. _ と 法 第 特 + 九 条 第 保 項 第 設 号 に 特 掲 别 げ 利 る 小 保 学 校 就学 提 供 前 子 ども に 施 該 設 当 す 限 る支 給 以 認 定 子 تلخ

7

同

ľ

る

 \mathcal{O}

定

育

育

用

育

を

L

7

る

に

る。

下

 \mathcal{O}

項

£ لح あ る \mathcal{O} は 法 第 + 九 条 第 項 第 号 又 は 第 二号に 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 ども に 該 当 す る支給 認 定 子

ども \mathcal{O} は 法 と、 第 + 九 法 条 第 第 + 九 項 条 第 第 号 項 に 第 掲 号 げ る に 掲 小 学 げ 校 る 就学 小 学 前 校 子 就 ども 学 前 子 \mathcal{O} الم 区 t 分 に \mathcal{O} 係 X る 分 E 利 用 係 る利 定 員 用 \mathcal{O} 総 定 数 員 \mathcal{O} とする。 総 数 لح あ

特 別 利 用 教 育 \mathcal{O} 基 準

第三十 六 条 特 定 教 育 保 育 施 設 幼 稚 袁 12 限 る。 次 項 12 お 1 7 同 ľ が 法 第 + 九 条 第 項 第 号に 撂 げ

る小 学 校 就 学前 子 ぎも に 該 当 す る支 給 認 定 子 ども 12 対 L 特 别 利 用 教 育 を 提 供 する場 一合に には、 法第三 十四四

条第 項 第二号に 規定する基 準 -を遵守 L な け れ ば な 5 な

2 特 定 教 育 保 育 施 設 が 前 項 \mathcal{O} 規定 12 ょ り 特 別 利 用 教育 を提 供 する場 合に は 当 該 特 別 利 用 教 育 に 係 る

法 第 + 九 条 第 項 第二 号に 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 سل ŧ に 該当す る支給 認 定 子 ぎも \mathcal{O} 数 及 び 法 第 + 九 条 第

項 第 号に 掲 げ る 利 用 中 \mathcal{O} 子 الخ ŧ \mathcal{O} 総 数 が 第 匹 条 第 項 第 号 0 規 定 に ょ り 定 8 5 n た 法 第 + 九 第

項 第 号に 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 ども に 係 る 利 用 定 員 \mathcal{O} 数 を 超 え な 11 ŧ \mathcal{O} とす る。

3 特 定 教 育 保 育 施 設 が 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 特 别 利 用 教 育 を 提 供 す る 場 合 12 は、 特 定 教 育 保 育 12 は 特

别 利 用 教 育 を含 む ŧ \mathcal{O} کے L て、 本 章 第 六 条 第 項 及 び 第 七 条 第二 項 を 除 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す る 0

場 合 数 に お 1 あ て、 第 \mathcal{O} は 六 条第 利 用 項 \mathcal{O} 中 込 利 4 用 係 \mathcal{O} 申 法 込 第 4 に + 九 係 条第 る 法 第 項 + 第 九 条 一号 第 12 掲 項 第 号 小 学 12 校 掲 就 げ 学 る 前 小 子 学 ども 校 就 学 数」 前 子ど

ŧ

 \mathcal{O}

لح

る

申

12

る

げ

る

 \mathcal{O}

لح

第 十三 条 第 几 項 第三 号 中 除 き、 同 項 第 号に 掲 げ る 小 学 校 (就学 前 子どもに 0 1 7 は 主 食 \mathcal{O} 提 供 に 係 る

費用 12 限 る。 _ とあ る \mathcal{O} は 除 とす

第三 章 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 \mathcal{O} 運 営 12 関 す Ź 基 準

第 節 利 用 定 員 に 関 す る 基 潍

利 用定 員

業 \mathcal{O} 確 A 型 認 七 条 に (家 お 特定 庭 1 7 的 定 保 地 域 育 \Diamond る 型 事 保育 業 ŧ 等 \mathcal{O} に 事 \mathcal{O} 業 設 限 る。 0 備 うち、 及 以 び 運 下 家庭 営 この 12 関 章 的 保 す に る 育 お 基 事 11 業 準 7 同 12 平 ľ あ 成 0 7 $\frac{-}{+}$ は、 \mathcal{O} 六 数 そ 年 を 厚 ___ \mathcal{O} 生 利 人 用 労 以 定員 働 上 省 五. 令 人 (法 以 第 第二十 下 小 号) 規 九 条第 模 保 育 項 事

規 八 模 条 保 12 育 規 定 事 業 す る В 型 小 を 規 模 1 う。 保 育 事 12 業 あ Α 型 0 て を は 1 う。 そ \mathcal{O} 利 及 用 び 定 小 員 規 \mathcal{O} 模 数 保 を 育 六 事 人 業 以 В 上 型 + 同 九 人 省 令 以 下、 第 + 小 規 条 模 保 12 育 規 定 事 業 す る C 型 小

 \mathcal{O} 同 利 省 用 令 定 第 員 \mathcal{O} 十三 数 を 六 条 に 人 以 規 上十 定 す る 人 以 小 下、 規 模 居 保 宅 育 事 訪 間 業 型 C保 型 育 を 事 1 業 12 附 あ 0 則 第 7 は、 兀 条 そ に \mathcal{O} お 利 1 7 用 同 定 員 \mathcal{O} 数 を 12 あ 人 とす は そ

う。

ľ,

0

7

2 業 所ごとに 特 定 地 域 型 法 保 第 育 事 + 業 九 条 者 第 は 号 地 第 域 型 号 保 に 育 掲 \mathcal{O} げ 種 る 類 小 及 学 び 当 校 該 就 学 地 前 域 型 子 سلح 保 育 ŧ 12 \mathcal{O} 係 種 る 類 利 12 用 係 定 る 員 地 域 事 型 業 保 所 育 内 事 保 業 育 を 行 \mathcal{O} う 事 業 事

内 を 行 保 う 育 事 \mathcal{O} 業 事 業 所 を 12 自 あ 5 0 施 7 設 は を 設 そ 置 \mathcal{O} L 雇 7 用 行 す う る 事 労 働 業 主 者 12 \mathcal{O} 監 係 る 護 当 す 該 る 小 小 学 学 校 校 就 就 学 学 前 前 子 子 بخ شظ ŧ, £ を保 当 該 育 す 事 業 る 所 た 内 8 保 当 育 該 事 \mathcal{O} 事 業 業 所

が 事 業 主 寸 体 に 係 る ŧ \mathcal{O} に あ 0 7 は 事 業 主 寸 体 \mathcal{O} 構 成 員 で あ る 事 業 主 \mathcal{O} 雇 用 す る 労 働 者 \mathcal{O} 監 護 す る 小 学

校 就 学 前 子どもとし、 共 済 組 合 . 等 児児 童 福 祉 法 第 六 条 \mathcal{O} 三第: 十二項第 号 ノヽ 12 規 定 す る共 済 組 合等 を う。

る小 に 掲 に係 学校 げげ る小 るもの 以就学前7 学校 にあ 就学前子どもに係 子 どもとする。) っては共済組 合等の る利 及び 構 そ 用 \mathcal{O} 成員 定員とする。 他 \mathcal{O} (同号 小 学 校 ハに規定する共済組 就学前子どもごとに定め を、 満 歳に満たない 合等の 構 る法 小学校就学前子どもと満 成員 第 十九 をいう。 条第 項 \mathcal{O} (第三号 監 す

第二節 運営に関する基準

歳

以上

0

小

学校

就学前子どもに

区

分し

て定めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第三十 に 対対 八 Ļ 条 第 特定 几 + 六 地 条に 域 型 規定、 保 育 す 事 業者 る 運 は、 営 規 特 程 定 \mathcal{O} 概 地 要、 域 型型 第 保 匝 育 十二条 \mathcal{O} 提 供 12 \mathcal{O} 開 規 定 始 す に 際 る 連 L 7 携 は、 施 設 あ \mathcal{O} 5 種 類 カン じ め、 名 称 利 連 用 携 申 込 協 力

記 \mathcal{O} 概 L た文書 要、 職 [を交付 員 \mathcal{O} 勤 務 L 7 体 説 制 明 を 利 行 用 者 1 負 担 当 該 そ 提 \mathcal{O} 供 他 \mathcal{O} 0 開 利 始 用 12 申 込 0 者 1 7 0 利 保 育 用 申 \mathcal{O} 選 込 択 者 に \mathcal{O} 資 同 す 意 を得 ると な 認 け 8 5 れ ば れ な る 5 重 な 要 事 項 を

2 第 五. 条 第 項 カン 5 第六 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 文 書 \mathcal{O} 交付 に 0 1 7 準 用 する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等

第三十 九 条 特定 地 域 型 保育 事 業者、 は、 支給認定保 護 潜か ら利 用 \mathcal{O} 申 込みを受けたときは、 正当な 理 由 が な

ければ、これを拒んではならない。

2 特 定 地 域 型 葆 育 事 業 者 は 利 用 \mathcal{O} 申 込 みに 係る法第十 九 条 第 項 第三号に掲げる小学校就学前 子ども 0

数 及 び 当 該 特定 教 育 保育 施 設 を 現 12 利 用 L て 11 る 法 第 + 九 条 第 項 第三 一号に 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 ども

12 該 当す る支給習 認 定子 ども \mathcal{O} 総 数 が 当 該 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 \mathcal{O} 法 第 + 九 条第 項 第三 号 じ 掲 げ る 小 学

校 就学 前 子 ジも \mathcal{O} X 分に 係 る 利 用 定 員 0 総 数 を 超 え る 場 合 に お 1 7 は、 法 第二 $\overline{+}$ 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 認

定 にに . 基づ. き、 保 育 \mathcal{O} 必 要 \mathcal{O} 程 度 及 び 家 族 等 \mathcal{O} 状 況 を 勘 案 し、 保 育 を受け る必 要 性 が 高 1 کے 認 \Diamond 5 れ る支給

認 定 子ども が 優 先 的 に 利 用 できるよう、 選 考 す る t 0 とする。

3 前 項 \mathcal{O} 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 は、 前 項 \mathcal{O} 選 ||考方 法 を あ 5 か ľ 8 支 給 認 定 保 .護 著 に 明 示 L た上 で、 選 必考を

行わなければならない。

4 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 は 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 提 供 体 制 \mathcal{O} 確 保 が 木 難で あ る 場 合そ \mathcal{O} 他 利 用 申 込 者 に 係 る 児 童

に 対 L 自 5 適 切 な 教 育 保 育 を 提 供 す ること が 木 難 で あ る 場 合 は 連 携 施 設 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 適 切 な 特 定 教 育 保

育 施 設 又 は 特 定 地 域 型 保 育 事 業 を 紹 介 する等 0 適 切 な 措 置 を 速 B か に 講 ľ な け れ ば な 5 な

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

机上配布資料

第 四 十条 特定 地 域 型 一保育 事業者 は 当 該 特 定 地 域 型 保育 事 業 0 利 用に つい て法第五 + 应 条第 項 0 規定 12

ょ ŋ 市 町 村 が 行う あ 0 せ λ 及 び 要請 12 対 し、 できる 限 ŋ 協 力 L な け れ ば なら な

2 特 定 地 域 型保 育 事 業者 は 法 第 + 九 条第 項第三 一号に 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 だも に 係る当該 特 定 教 育

保育 施 設 \mathcal{O} 利 用 に 0 1 7 児 童 福 祉 法 第 二十 几 条 第三 項 附 則 第 七 十三 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 12 ょ ŋ 読 4 替 「えて」 適

用 す る場 合を含 む。 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 市 町 村 が :行う調 整 及 び 要請 に 対 Ļ できる限 ŋ 協 力し なけ ħ ば ならな

V)

(心身の状況等の把握)

第 四 + ___ 条 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 は、 特 定 地 域 型型 保 育 0 提 供 12 当た 0 7 は、 支給 認 定 子ども \mathcal{O} 心 身 0 状 況

そ \mathcal{O} 置 カン れ 7 1 る 環 境 他 \mathcal{O} 特 定 教 育 保 育 施 設 等 \mathcal{O} 利 用 状 況 等 \mathcal{O} 把 握 12 努 \Diamond な け れ ば な 5 な

特定教育・保育施設等との連携)

第四 十二 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 居 宅 訪 間 型保 育 事 業 を 行 う者を除 \mathcal{O} 項 12 お 1 7 同 Ü は、 特

定 地 域 型 保 育 が 適 正 か 0 確 実 12 実 施 さ れ 及 び 必 要 な 教 育 保 育 が 継 続 的 12 提 供 さ れ る よう、 次 K 掲 げ

る事 項 に 係 る連 携 協 力 を 行 う 特 定 教 育 保 育 施 設 (以 下 「連 携 施 設 とい う。 を 適 切 1C 確 保 L な け れ ば

なら な ただ 離 島 そ \mathcal{O} 他 0 地 域 いであっ て、 連 携 施 設 0 確 保 が *著 しく 困 難 であると市 崱 村 が 認 8 るも

 \mathcal{O} に お 7 特 定 地 域 型 保育 事 業を行う特 定 地 域 型 保 育 事 業者 に 0 7 7 は \mathcal{O} 限 り で な 1

特 定 地 域 型型 保 育 \mathcal{O} 提 供 を受けてい る支給認定子どもに集 寸 保 所育を体験 験 いさせ るた 8 \mathcal{O} 機 숲 0 設 定、 特定

地 域 型 保 育 \mathcal{O} 適 切 な 提 供 に必 要な特点 定 地 域 型保 育 事 業者に . 対 する 相 談、 助 言そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 保 育 \mathcal{O} 内 容 に 関 す

る支援を行うこと。

必要に 応じて、 代 _ 替保-育 (特定: 地 域 型 保 育 事 業 所 0 職 員 \mathcal{O} 病 気、 休 暇 等に より 特 定 地 域 型型 保 育 『を提: 供

す ることができな 1 場合 に、 当 該 特 定 地 域 型保 育 事 業者 に 代 わ 0 て 提 供 す Ź 特定 教 育 • 保育 を う。

を提供すること。

三 当 該 特 定 地 域 型 保 育 事 · 業 者 12 ょ Ŋ 特 定 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 提 供 を受けて 1 た支給報 認定子 ども 事 業 所 内 保育

事 業 を 利 用す る支給記 認 定 子 ども に あ 0 て は、 第 \equiv + 七 条 第 項 12 規 定 す るそ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 小 学 校 就 学 前 子 ども

12 限 る。 以下 $\sum_{}$ 0 号 12 お 1 7 同 ľ, を、 当 該 特 定 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 終 了 12 際 L て、 当 該 支 給 認 定 子

ども に 係 る支 給 認 定 保 護者 0 希 望 に . 基 でき、 引き続い き当該 連 携 施 設 12 お 7 て受け入れ 7 特 定 教 育 保育

を提供すること。

2 害児 ただ る 病 定 チ 等 施 居 る 宅 Ļ 設 入 \mathcal{O} 状 乳 訪 所 支 以 離 態 間 幼 援 下こ 児 型 12 島 応 そ 保 施 12 じ、 育 \mathcal{O} 設 対 \mathcal{O} す 事 他 項 児 る に 適 業を行う \mathcal{O} 保 地 お 童 切 育 な 域 1 福 専 を で 7 祉 者 行 門 あ 法 5 は 居 第 的 0 て、 場 な支援 宅 兀 <u>+</u> 合 家 訪 居 に 庭 間 宅 型 条 そ あ 的 12 保 訪 保 \mathcal{O} 0 育 間 育 規 他 7 型 定 事 連 は \mathcal{O} す 業 保 携 便 等 る 前 育 施 宜 障 連 設 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 設 携 害 供 本 とい 児 与 備 文 施 設 を 及 \mathcal{O} 入 う。 受け 所 規 び \mathcal{O} 定 施 確 運 設 営 保 6 12 が を を れ か 12 るよ 関 1 著 適 カン う。 す 切 わ L んる基準 う、 う、 < 12 6 ず、 木 確 難 そ 準 保 あ 第 当 5 で L \mathcal{O} 該 あ な 他 か る ľ + け 乳 \mathcal{O} لح れ 市 \Diamond 幼 七 児 条 市 ば 町 第 な 町 \mathcal{O} 村 連 障 村 5 携 \mathcal{O} 号 害、 が 指 な す る 12 認 11 定 規 疾 8 す

3 \mathcal{O} 12 事 業 0 1 所 7 内 は 保 育 第 事 業 を 項 行 本 う者 文 \mathcal{O} 規 で 定 あ 12 0 て、 か カン 第三 わ 5 ず、 $\overline{+}$ 七 条 連 第 携 施 項 設 \mathcal{O} \mathcal{O} 確 規 保 定 に 12 . 当 ょ た ŋ 定 0 て、 8 る 第 利 用 定 項 第 員 が二十 号 及 人 び 第 以 上 号 \mathcal{O} に ŧ

る

ŧ

 \mathcal{O}

に

お

11

7

居

宅

訪

問

型

保

育

を行う

居

宅

訪

間

型

保

育

事

業

者

に

0

1

て

は

 \mathcal{O}

限

1)

で

な

1

係

る

連

携

協

力

を

求

8

ることを

要

L

な

4 設 又 特 定 は 他 地 域 \mathcal{O} 型 特 定 保 育 教 育 事 業 保 者 育 は 施 設 特 等 定 12 地 域 お 型 11 保 7 育 継 続 \mathcal{O} 提 的 に 供 提 \mathcal{O} 終 供 2 了 れ 12 る 際 教 L 7 育 は、 保 支 育 給 と 認 \mathcal{O} 円 定 滑 子 ども な 接 続 に 12 0 資 1 す て、 る 連 ょ 携 施

支給

認

定子

ジも

に

係

る

情

報

 \mathcal{O}

提

供

そ

0

他

連

携

施

設

特

定

教

育

保

育

施

設

等、

地

域

子

ども

子育て支援

事

業

を 実 施 す る者等 لح 0 密 接 な 連 携 E 努 8 な け れ ば な 5 な

利 用 者 負 担 額 等 \mathcal{O} 受 領

第 む。 者 保 几 育 十三 か 5 以 事 当 業 下 者 該 特 が 特 \mathcal{O} 条 特 定 定 特 別 地 及 地 域 利 び 域 型 型 第 用 地 保 保 五. 育 育 批 域 + 型 に 条 事 業 保 に 係 育 者 る お は、 利 を 11 提 7 用 者 特 供 潍 定 供 負 す 用 る 担 地 す 場 額 る 域 型 合 第 (法 保 に 十 第 あ 育 几 条 0 + 特 て に 別 は 九 お は 条 利 法 1 第三 第三 用 法 7 第三 同 地 十 項 じ 域 型 第 条 第二 保 号 を 育 12 項 提 及 第二 項 掲 供 び 特 げ 号 る た 定 に 際 額 利 規 用 は **金**当 規 定 地 支 域 す 該 る 給 型 特 市 定 認 育 定 町 批 を 村 保 域 型 村 が 護

が 定 8 る 額 とす る。 を 1 う。 第 三 項 に お 1 7 同 r. \mathcal{O} 支 払 を受け る t \mathcal{O} لح す

2

特

定

地

域

型

保

育

事

業

者

は

法

定

代

理

受

領

を受

け

な

1

لح

き

は

支

給

認

定

保

護

者

カン

5

当

該

特

定

地

域

型

保

定

8

る

額

定

利

用

域

型

保

育

を

提

す

る

場

合

に

あ

0

7

+

条

第

第

号

に

定

す

る

市

町

12 係 る 特 定 地 域 型 保 育 費 用 基 準 額 法 第 +九 条 第 項 第 号 12 掲 げ る 額 そ \mathcal{O} 額 が 現 に 当 該 特 定 地 域 型

域 保育 型 保 12 育 要 事 L 業 た 者 費 が 用 特 \mathcal{O} 別 額 利 を 超 用 え 地 域 る とき 型 保 育 は を 提 当 供 該 す 現 る 12 場 特 合 定 に 地 あ 域 型 0 保 7 育 は 法 12 第 要 L + た 条 費 第 用 \mathcal{O} 項 額 第 を 二号 1 に 1 規 定 当 該 す る 特 内 定 閣 地

総 理 大 臣 が 定 8 る 基 淮 に ょ n 算 定 L た 費 用 \mathcal{O} 額 (そ 0 額 が 現 に 当 該 特 別 利 用 地 域 型型 保 育 12 要 L た 費 用 \mathcal{O} 額

L

た

用

を

7

る

t

 \mathcal{O}

Ź。

合に を超えるときは \mathcal{O} 額 費 あ が 現 0 E 7 \mathcal{O} 当該 額) は 法 第三十 特 当 該 定 1 う。 利 条 現 用 (C 次 第 地 特 域 項 型 項 に 別 保育 第三 利 お 用 11 号 に 地 要 に 域 同 Ü 型 L 規 保育 た 定 費 す 12 用 る \mathcal{O} 支 要 内 \mathcal{O} l 払 額 閣 を受け た を 総 2費用 超 理 大 えるときは 臣 0 額) が 定 とす を、 \otimes る 当 基 特 準 該 定 12 現 利 ょ 用 12 特 n 地 定 算 域 型 定 利 一保育. 用 L た費用 地 を提 域 型 保 供 \mathcal{O} 育 す 額 る場 12 (そ 要

3 す 定 る費用 地 特 域 定 型 地 とし 保 域 型 育 7 保 \mathcal{O} 見 質 育 込 \mathcal{O} 事 業者 ま 向 上 n を る は t 図 る上 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 で 額 کے 特 \mathcal{O} 特 支 に 定 必 払 要 を受け 地 で 域 型 あ ると 保 る 育 額 認 費 \mathcal{O} 用 8 ほ 5 か、 基 潍 れ 額 特 る ع 対 定 \mathcal{O} 価 地 差 に 域 型 額 0 12 保 1 育 て、 相 当す \mathcal{O} 当 提 る 該 供 に当 特 金 定 額 た \mathcal{O} 地 範 0 域 て、 型 井 保 内 育 当 で 該 設 に 定 要 特

4 要す 特 る 定 費 地 用 域 型 \mathcal{O} う 保 ち、 育 事 業 次 者 \mathcal{O} 各 は 号 に 前 掲 項 げ る \mathcal{O} 支 費 払 用 を受い \mathcal{O} 額 け \mathcal{O} 支 る 払 額 を \mathcal{O} 支 ほ 給 か 認 定 特 保 定 護 地 者 域 型 カン 5 保 受けることができる。 育 12 お 1 7 提 供 さ れ る 便宜 12

す

Ź

額

0

支

払

1

を支給

認

定

保

護

者

カン

ら受け

ることが

できる。

日 用 品品 文 房 、具そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 特 定 教 育 保 育 に 必 要 な 物 品品

特

定

地

域

型

保

育

等

に

係

る

行

事

^

 \mathcal{O}

参

加

に

要

うす

る

費

用

三 特 定 地 域 型型 保 育 事 業 を 行 5 事 業 所 に 通 う 際 12 提 供 され る 便 宜 要する費用

几 前 号 12 掲 げ Ś ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 特定 地 域 型 保育 に お 7 て提 供 される便宜 に 要する費用 のう ち、 特 定 地 域

型 保 育 事 業 \mathcal{O} 利 用 に お 1 7 通 常常 必 要とされ る ŧ \mathcal{O} に 係 る費 用 で あ 0 て、 支給記 認定保 護者 に 負担 3 せ るこ

とが 適 当 کے 認 8 5 れ る ŧ \mathcal{O}

5 特 定 地 域 型 保 育 事 業者 は 前 儿 項 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 支 払 を受け、 た場 合 は、 当 該 費 用 に 係 る 領 収 証 を当 該 用

 \mathcal{O} 額 を支 払 0 た支 給 認 定 保 護 者 12 対 L 交付 L な け れ ば な 5 な

6 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 は、 第三 項 及 CK 第 几 項 \mathcal{O} 金 銭 \mathcal{O} 支 払 を 求 8 る 際 は、 あ 5 か じ め、 当 該 金 銭 \mathcal{O} 使 途

及 び 額 並 び に 支 給 認 定 保 護 者 に 金 銭 \mathcal{O} 支 払 を 求 8 る 理 由 に 0 1 7 書 面 に ょ 0 7 明 5 カン に す るとと 支

給 金 銭 認 定 支 保 護 払 者 12 0 対 1 L 7 は、 説 明 文 書 を 行 1 ることを要 文 書 に ょ る 同 意を 1 得 な け れ ば なら な 1 0 ただ 第四 項 \mathcal{O} 規 定 に

特 定 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 取 扱 方 針

0

に

7

に

ょ

L

な

第 匹 + 几 条 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 は、 児 童 福 祉 施 設 及 び 運 営 12 関 す る 基 準 第 十 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 き保力

所 12 お け る 保 育 \mathcal{O} 内 容 に 0 1 7 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 指 針 に 準 じ、 そ れ ぞ れ \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 特 性 に 留 意 L て、 小

学校 (就学) 前 子ども 0) 心 身 0 状 況 等 に応 じて、 特定 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 提 供 を 適 切 に 行 わ な け れ ば な らな

よ

る

机上配布資料

(特定地域型保育に関する評価等)

第四 +五 条 特定 地 域 型型 保育 事 業者は、 自らその提供する特定地域型保育 の質 0 評 価を行い、 常にその 改善

を図らなければならない。

2 特 定 地 域 型 葆 育 事 業者 は、 定 期的 に外 部 の者による評価を受けて、 それらの結果を公表 Ļ 常にその改

善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第 四 十六 条 特定 地 域 型 保育 事 業者 は、 次 0 各号に掲 げる事 業 0 運 営に つい 7 \mathcal{O} 重 要 事 項 E 関 する 規 程 (第

五. + 条 12 お 1 7 準 用 す る第二十三 条 12 お 1 7 運 営 規 程」 とい う。 を定 8 7 お か な け ħ ば なら ない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する特定地域型保育の内容

三職員の職種、員数及び職務の内容

兀 特 定 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 提 供 を 行 う 日 及 U 時 間 提 供 を 行 わ な 1 日

五. 支給 認 定保護 護 著 か たら受領を す る利 用 者 負 担 そ 0 他 \mathcal{O} 費 用 0 種 類 支払 1 を求 8 る 理 由 及 びそ 0 額

六 利用定員

七 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の利 用 \mathcal{O} 開始、 終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (第三十九条第

二項に規定する選考方法を含む。

八 緊急時等における対応

方法

九 非常災害対策

+ 虐 待 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 措 置 に 関 する 事 項

+ そ \mathcal{O} 他 特 定 地 域 型 葆 育 事 業 \mathcal{O} 運 営 に 関 でするで 重 要事

項

(勤務体制の確保等)

第 几 +七 条 特定 教 育 • 保育 施 設 は、 支給 認定子どもに 対 Ļ 適 切 な 特定 地 域 型 保育を提 供 することができ

るよう、 特 定 地 域 型 保 育 事 業 公所ごと! 12 職 員 \mathcal{O} 勤 務 \mathcal{O} 体 制 を定 \Diamond 7 お カン な け n ば なら な

2 特 定 教 育 保 育 施 設 は、 特 定 地 域 型型 保 育 事 業 所ごとに、 当 該 特 定 地 域 型 保 育 事 業 所 \mathcal{O} 職 員 12 ょ 0 7 特定

響を及ぼさない 業 務に 0 () て は、 この 限 りでない。

教育

保

育

を提

供

L

な

け

れ

ば

な

5

な

\ \ \ \

ただ

支給認定子どもに対する特

定

地

域

型

保

育

 \mathcal{O}

提

供

に

直

接影

机上配布資料

3 特 定 地 域 型保育 事 業者 は 職 員 0 資質 \bigcirc 向 上 のため に、 そ 0 研 修 \mathcal{O} 機会を確保し な け h ば なら な

(定員の遵守)

第四 十 八 特定 地 域 型型 保育事業者は、 利 用 定員 の定 員 、を超えて特 定地域 型保育 \mathcal{O} 提 供 を行 って は なら な

ただ 年 度中 に お け る 特 定 地 域 型保 育 12 対する 需 要 \mathcal{O} 増 大 \sim \mathcal{O} 対 底 法 第三十 兀 条 第 五. 項 に 規 定 す Ź 便

な 1 事 情 が あ る 場 一合は、 ک \mathcal{O} 限 りで な

宜

 \mathcal{O}

提

供

 \mathcal{O}

対

応

児

童

福

祉

法

第二十

兀

条第六

項

12

規定する措

置

^

0

対

添、

災害、

虐

信待その

他

のや

む

を得

(記録の整備)

第 几 + 九 条 特定 地 域 型 保育 事 業 者 は、 職 員、 設備 及 び 会計 に関 する諸 記 録 を 整 備 L 7 お か なけ れ ば なら な

\ <u>`</u>

録

を

整

備

し、

そ

 \mathcal{O}

完結

 \mathcal{O}

日

か

5

五.

年

間

保

存

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

2 特 定 地 域 型 葆 育 事 業者 は、 支給 認定子 だも に 対 す Ź 特 定 地 域 型 葆 育 \mathcal{O} 提 供 12 関 す Ź 次 0 各 号に 掲 げ る記

第 匹 + 兀 条 に 定 8 る ŧ \mathcal{O} に 基 づく 特 定 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 提 供 に 当た 0 7 \mathcal{O} 計 画

次条 に お 1 て 準 用 する第 十二 一条に 規 定 す る 提 供 L た 特定 地 域 型 保 育 に 係 る必要な 事 項 0 提 供 \mathcal{O} 記 録

 \equiv 次条に おい て準 用する第十九条に規定する市 町村 ^ 0) 通 知 に係る記 録

几 次条に お 1 7 準 用 する第三十条第二 項に 規定す ん苦情 \mathcal{O} 内 容等 \mathcal{O} 記

録

五. 次 条に お 1 て準 用する第三十二条第三項に規定する事 故 \mathcal{O} 状況 及 び 事故に際して採った処置について

の記録

(準用)

第 五. + 条 第 八条 カン こら第十四 四条まで (第 + 条及び第 十三条を除く。 第 + 七 条 から第 十九 条 まで及び 第二

十三 条 カン 5 第三十三条ま で \mathcal{O} 規 定 は、 特 定 地 域 型 保 育事 業に 0 V) 7 準 用 す \hat{z}_{o} ک \mathcal{O} 場 合に お 1 て、 第 十四四

条第 項中 施 設 型 給 付費 往法 第二十二 八 条第 項 \mathcal{O} 規定に よる 特 例 施 設 型 給 付 7費を含 む。 ک \mathcal{O} 項 12 お 11 7

以下こ 0) 項 12 お 1 7 同 r. _ と読 み替 「える、 ŧ 0 とする。

同

ľ

とあ

る

0

は

地

域

型

保

育

給

付

費

法

第三十条第

項

 \mathcal{O}

規定

に

ょ

る

特例

地

域

型保育

給

付

費を含む。

第三 飾 特 例 地 域 型型 保 育 給 付 費 に 関 す る 基 準

(特別利用地域型保育の基準)

第五 十 一 条 特定 地 域 型 保育 事 業者が 法第 + 九 条第 号に 掲げる・ 小学校就学前 子ども に該当する支給認定子

ども に 対 L 特 別 利 用 地 域 型保 育を提 供する場 一合に は、 法第四十 六条第 項 に規定する地 域 型保 育 事 業 \mathcal{O} 認

可基準を遵守しなければならない。

2 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 が 前 項 \mathcal{O} 規 定 に より 特 别 利 用 地 域 型 保育を提 供 する場合 12 は、 当 該 特 别 利 用 地

域 型型 保 育 に 係 る 法 第 + 九 条 第 号に 掲 げ る 小 学校 就学 前 子ども 12 該 当す る支 給 認定 子 ども \mathcal{O} 数 及 び 法 第 +

九 条 第 項 第三 号 に 掲 げ る 利 用 中 \mathcal{O} 子 ども (次条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 特 定 利 用 地 域 型 保 育 を 提 供 す Ź 場

 \mathcal{O} 総 数 が 第三 + Ł 条 第 項 0 規 定 に ょ ŋ 定 8 6 れ た 利 用 定 員 \mathcal{O} 数 を 超 え な 1 t \mathcal{O} とす

12

あ

0

7

は

当

該

特

定

利

用

地

域

型

保

育

 \mathcal{O}

対

象とな

る法

第

+

九

条

第

項

第

号

に

撂

げ

る

利

用

中

 \mathcal{O}

子

ども

を含

3 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 が 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 特 別 利 用 地 域 型 保 育 を 提 供 す る場 合 に は、 特 定 地 域 型 保

育 12 は 特 别 利 用 地 域 型 保育、 を含む ŧ 0 とし て、 本 章 (第 三十 九 条第一 項 及 CK 第 兀 + 条 第二 項を除る \mathcal{O}

規定を適用する。

特定利用地域型保育の基準)

第 五. 十 二 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 が 法 第 + 九 条第 号 に 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 ども に 該 当 する支 給 認 定 子

ども に 対 L 特 定 利 用 地 域 型型 保 育 を提供 す る場場 一合に は、 法 第 几 + 六 条第 項 12 規 定 す る 地 域 型 保 育 事 業 \mathcal{O} 認

可基準を遵守しなければならない。

2 特 定 地 域 型保 育 事 業者 が 前 項 \mathcal{O} 規定 により 特 定 利 用 地 域型保育を提供する場合に は、 当該 特 定 利 用 地

域 型保 育 に 、係る法 第十 九 条第二 号に 撂 げ る小学校 就学 前 子ども に 該当する支給 認定子 ども \mathcal{O} 数 及 び 法 第 +

九 条 第 項 第三号に 掲 げ る利 用 中 \mathcal{O} 子ども (前 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に により 特 別 利 用 地 域 型 保 育 を 提 供 す んる場

12 あ 0 7 は 当該 特 别 利 用 地 域 型 保 育 \mathcal{O} 対 象となる法 第 + 九 条第 項 第 号に 掲 げ る 利 用 中 \mathcal{O} 子どもを含

 \mathcal{O} 総 数 が、 第三 + 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 定 \Diamond 5 れ た 利 用 定 員 \mathcal{O} 数 を 超 え な 1 ŧ 0 とす

3 特 定 地 域 型 葆 育 事 業者 が、 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 特 定 利 用 地 域 型 保 育 を提 供 す る場合には、 特定 地 域 型保

育に は 特 定 利 用 地 域 型 保育を含むも のとし て、 本 章 \mathcal{O} 規 定を 適 用 す る。

附則

施行期日)

第 条 \mathcal{O} 府 令 は 子ども • 子 育て支援 法 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 する。

(特定保育所に関する特例)

第二条 特定 保育 所 法 附 則 第 六条第 項に !規定· する 特定保育 所 を \ \ う。 以下 同 ľ, が 特定 教 育 保育,

を

教育 提 供 いする場 保 育 合にあ 施 設 が 0 て لح は あ る 当 0) 分 は \mathcal{O} \neg 間、 (当 該 第十三条第 特 定 教育 項中 保 育 施 設 (法 が 第二十七 と、 定 条第三 8 る額とする。 一項第二 一号に 掲 を げ る 1 う。 額 特定

とあ る \mathcal{O} は 定定 8 る 額 を *(* \ . う。 と 同 条 第二 項 中 (法 第二十七 条第三 項 第 号に 規定、 する 額 とあ

る \mathcal{O} は (法 附 則 第六 条 第 \equiv 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 読 み替 え 5 れ た 法 第二 十 八 条 第二 項 第 号に 規 定 す る 内 閣 総

理 大 臣 が 定 8 る 基 準 に ょ n 算 定 L た費 用 \mathcal{O} 額 と 同 条第三 項 中 支 払 を لح あ る \mathcal{O} は 支 払 を、 市 町 村

法 \mathcal{O} 附 同 意 則 第 を 得 六 条第 て、 __ と 項 \mathcal{O} 第 規 定 + に 九 ょ 条 る 中 委 託 施 費 設 型 \mathcal{O} 支 給 払 付 費 \mathcal{O} 対 0 支 象 るとな 給 を受け、 る 特 定 教 又 は 育 受け • 保 育 ようとし \mathcal{O} 提 供 を受け、 たとき」 とあ 又 は 受 る 行け \mathcal{O} よう は

とし たとき」 とし、 第六 条 及 び 第 七 条 \mathcal{O} 規 定 は 適 用 な 1

2 特 定 託 保 受け 育 所 たと は 市 は 町 村 正 カン 5 児 理 童 福 由 が 祉 な 法 第 1 限 + 几 条 第 れ 拒 項 \mathcal{O} W で 規 は 定 に 基 な づ < 1 保 育 所 に お け る保育を を行うこと

施 設 型 給 付 費 等 12 関 す る 経 過 措 置 \mathcal{O}

委

を

き

当

な

り、

を

な

5

第三条 ども に 対 特 定 L て特定 教 育 保 教 育 育 施 保 設 育 が 法 又 は 第 特 十 別 九 利 条 用 第 保 育 項 第 を 提 号に 供 す る場 掲 げ 合 る に 小 学校 お 1 7 就 は、 学 前 当 分 子 ども 0 間 に 該 当 第十三条 する支 第 給 認 項 定 子 中

費 定 た 用 額 8 用 法 額 \mathcal{O} 項 (そ 第二十 第二 る 額) \mathcal{O} (そ 額 額 \mathcal{O} __ 号 \mathcal{O} 額 とあ と 七 及 額 が 口 条 び が 現 (1)第 る に 同 現 12 \equiv 号 当 規 法 12 \mathcal{O} 定 項 当 第二 は 該 口 す 第二号 に 該 特 + 規 定 る 特 法 教 八 定 定 市 附 に す 教 育 条 則 町 第二 る市 掲 育 第 村 保 げ 九 が 保 条 育 定 項 る 町 第二 育 第 額 村 12 8 要 る に が 号 項 لح 定 要 L 額 あ 第 に た 8 L と 費 規 る る た 費 号 用 定 額 0 は 用 す を 1 同 と、 を 超 条 る に 超 法 第 市 規 えると え 定 附 町 法 るときは す 村 則 項 き 第 る内 中 第 が は 九 定 条 + 法 閣 8 当 第 第 八 総 る 当 該 額」 条 理 + 第 該 大 項 現 第 12 七 لح 現 臣 あ 項 条 12 が 特 号 第二 特 定 定 第 る 定 教 1 8 \equiv \mathcal{O} 号 教 育 は に る 項 に 基 規定 育 第 保 規 準 法 する 定 保 育 号 附 12 に 育 ょ す 12 則 市 る 第 12 り 要 規 要 算 L 定 内 町 九 た 村 条 閣 定 す た 第 総 が

は 内 理 は 大 閣 臣 当 総 当 該 該 理 が 大 定 現 現 12 臣 12 8 特 る 特 が 定 基 別 別 利 準 利 8 用 る 用 に 保 基 保 ょ 育 育 準 り 算 に に に 要 要 定 ょ L V) L L 算 た た た 費 費 定 費 用 用 用 L た \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 額 額 額 額 (そ そ 及 لح U \mathcal{O} \mathcal{O} あ 同 額 額 号 る が が 口 現 \mathcal{O} 現 (2)に は 12 に 当 当 該 法 該 規 定 特 附 特 す 别 則 别 る 第 利 利 市 用 九 用 条 保 保 町 育 第 育 村 が 12 12 定 要 項 要 第 し 8 L た た る 号 費 費 額 用 口 用 とす を を (1)超 超 に えるとき 規 え 定 るとき す る

ŧ 12 特 対 定 L 地 7 域 特 型 別 保 利 育 用 事 業 地 域 者 型型 が 保 法 育 第 を + 提 九 供 条 す 第 る場場 項 合 第 に 号 お 1 12 7 掲 は、 げ る 第 小 几 学 校 十三条 就 学 第 前 子 المط 項 中 t 12 法 該 当す 第三十条第二 る 支給 認 一項第二 定 子 المط

2

に

た

__

لح

る

号に ·規 定 す る市 町 村 が 定 \Diamond る 額 とあ る 0 は 法 附 則 第九 条第 項 第三号 1 (1)に規定 でする市 町 村 が 定 8 る

額 と 同 条第 項 中 法 第三 + 条第 項 (第二号) 12 規 定 す る 内 閣 総 理 大 臣 が 定 \Diamond る 基 準 12 ょ n 算 定 L た 費

型保 用 \mathcal{O} 育 額 (そ 要 \mathcal{O} 額 費 が 用 現 に \mathcal{O} 当 額 該 特 別 あ 利 用 \mathcal{O} 地 は 域 型 法 保 附 育 に 則 要 第 L 九 た 条 第 費 用 項 \mathcal{O} 第三 額 を 号 超 1 えるときは、 (1)に 規 定 当 内 該 閣 現 総 12 特 理 大 别 臣 利 が 用 定 地 8 域

す

る

る基 準 に ょ ŋ 算 定 L た 額 (そ \mathcal{O} 額 が 現 12 当 該 特 别 利 用 地 域 型 保 育 に 要 L た 費 用 を超 え るときは 当 該 現 12

特 别 利 用 地 域 型 保 育 に 要 L た 費 用 \mathcal{O} 額 及び 同 号 1 (2)に 規 定 す る市 町 村 が 定 8 る 額 とす

利 用 定 員 12 関 す る 経 過 措 置

第 匹 条 小 規 模 保 育 事 業 C型 に あ 0 7 は この 府 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 か 5 起 算 L 7 五. 年 を 経 過 す Ź 日 ま で \mathcal{O} 間、 第

三十 七 条 第 項 中 六 人 以 上 + 人 以下」 とあ る \mathcal{O} は 六 人 以 上 + 五. 人 以 下 とする。

連 携 施 設 12 関 す る 経 過 措 置

第 五. 条 特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 は 連 携 施 設 \mathcal{O} 確 保 が 著 L < 木 難 で あ 0 て、 法 第 五. + 九 条第 兀 号 12 規 定 す る

事 ,業 12 ょ る 支援 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必 要 な 適 切 な 支 援 を 行 うことが できると 市 町 村 が 認 8 る 場 合 は 第 几 <u>+</u> 条 第

項 本 文 0 規 定 12 か カン わ 5 ず、 この 府 令 \mathcal{O} 施 行 0 日 か 5 起 算 て 五 年 を 経 過 す Ź 日 ま で 0 間 連 携 施 設 を 確

机上配布資料

保しないことができる。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(1/2)

第1章 総則

| Ī | 第1条 | 趣旨 | _ |
|---|-----|------|---|
| ſ | 第2条 | 定義 | _ |
| F | 第3条 | 一般原則 | |

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

| 第1節 利用定員に関する基準 | | | | | |
|--------------------|---|----|--|--|--|
| 第4条 | 利用定員 | 従う | | | |
| 第2節 運営に関する基準 | | | | | |
| 第5条 | 内容及び手続の説明および同意(①説明及び同意義務) | 従う | | | |
| | 内容及び手続の説明および同意(②~⑥説明及び同意の方法) | 参酌 | | | |
| 第6条 | 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等(①提供拒否の 禁止②選考方法③優先利用④選考方法の明示) | 従う | | | |
| | 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等(⑤教育·保育 提供困難時の措置) | 参酌 | | | |
| 第7条 | あっせん、調整及び要請に対する協力 | 従う | | | |
| 第8条 | 受給資格等の確認 | 参酌 | | | |
| 第9条 | 支給認定の申請に係る援助 | 参酌 | | | |
| 第10条 | 心身の状況等の把握 | 参酌 | | | |
| 第11条 | 小学校等との連携 | 参酌 | | | |
| 第12条 | 教育・保育の提供の記録 | 参酌 | | | |
| 第13条 | 利用者負担額等の受領 | 従う | | | |
| 第14条 | 施設型給付費等の額に係る通知等 | 参酌 | | | |
| 第15条 | 特定教育・保育の取扱方針 | 従う | | | |
| 第16条 | 特定教育・保育に関する評価等 | 参酌 | | | |
| 第17条 | 相談及び援助 | 参酌 | | | |
| 第18条 | 緊急時等の対応 | 参酌 | | | |
| 第19条 | 支給認定保護者に関する市町村への通知 | 参酌 | | | |
| 第20条 | 運営規程 | 参酌 | | | |
| 第21条 | 勤務体制の確保等 | 参酌 | | | |
| 第22条 | 定員の遵守 | 参酌 | | | |
| 第23条 | 掲示 | 参酌 | | | |
| 第24条 | 支給認定こどもを平等に取り扱う原則 | 従う | | | |
| 第25条 | 虐待等の禁止 | 従う | | | |
| 第26条 | 懲戒に係る権限の乱用禁止 | 従う | | | |
| 第27条 | 秘密保持等 | 従う | | | |
| 第28条 | 情報の提供等 | 参酌 | | | |
| 第29条 | 利益供与等の禁止 | 参酌 | | | |
| 第30条 | 苦情解決 | 参酌 | | | |
| 第31条 | 地域との連携等 | 参酌 | | | |
| 第32条 | 事故発生の防止及び発生時の対応 | 従う | | | |
| 第33条 | 会計の区分 | 参酌 | | | |
| 第34条 | 記録の整備 | 参酌 | | | |
| 第3節 特例施設型給付費に関する基準 | | | | | |
| 第35条 | 特別利用保育の基準 | 従う | | | |
| 第36条 | 特別利用教育の基準 | 従う | | | |
| | • | • | | | |

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(2/2)

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

| 第1節 利用定員に関する基準 | | | | |
|----------------------|--|----|--|--|
| 第37条 | 利用定員 | 従う | | |
| 第2節 運営に関する基準 | | | | |
| 第38条 | 内容及び手続の説明および同意(①説明及び同意義務) | 従う | | |
| | 内容及び手続の説明および同意(第5条②~⑥の準用) | 参酌 | | |
| 第39条 | 正当な理由のない提供拒否の禁止等(①提供拒否の禁止②優先利用③ 選考方法の明示) | 従う | | |
| | 正当な理由のない提供拒否の禁止等(④教育・保育提供困難時の措置) | 参酌 | | |
| 第40条 | あっせん、調整及び要請に対する協力 | 従う | | |
| 第41条 | 心身の状況等の把握 | 参酌 | | |
| 第42条 | 特定教育·保育施設等との連携(①連携施設の確保(居宅訪問型事業以外)②連携施設の確保(居宅訪問型)③事業所内保育事業の特例) | 従う | | |
| | 特定教育・保育施設等との連携(④保育提供終了後の円滑な接続) | 参酌 | | |
| 第43条 | 利用者負担額等の受領 | 従う | | |
| 第44条 | 特定地域型保育の取扱方針 | 従う | | |
| 第45条 | 特定地域型保育に関する評価等 | 参酌 | | |
| 第46条 | 運営規程 | 参酌 | | |
| 第47条 | 勤務体制の確保等 | 参酌 | | |
| 第48条 | 定員の遵守 | 参酌 | | |
| 第49条 | 記録の整備 | 参酌 | | |
| 第50条 | 準用 | _ | | |
| 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 | | | | |
| 第51条 | 特別利用地域型保育の基準 | 従う | | |
| 第52条 | 特定利用地域型保育の基準 | 従う | | |
| 附則 | | | | |
| 第1条 | 施行期日 | _ | | |
| 第2条 | 特定保育所に関する特例 | 従う | | |
| 第3条 | 施設型給付費等に関する経過措置 | 従う | | |
| 第4条 | 利用定員に関する経過措置 | 従う | | |
| 第5条 | 連携施設に関する経過措置 | 従う | | |